

(令和8年産経営所得安定対策等交付金用)

農 作 業 委 託 契 約 書

委託者及び受託者は、この契約書の定めるところにより、農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成し、委託者及び受託者が記名・押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年 月 日

委託者 (以下「甲」という)

住所

氏名

印

受託者 (以下「乙」という)

住所

氏名

印

第1条 甲は、乙に対し、次に提示する農用地及び作物について「委託する農作業」欄に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

農用地の所在地・地番	面積 m ²	作物名	品種名	委託する農作業 (全作業は○)

*筆数が多く、この欄に記載できない場合は、別紙として添付

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売委託した農産物の販売収入のうち、別に定める額を甲に 月末までに支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は令和8年 月 日から令和8年 月 日までとする。

第5条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議の上、変更することができる。

【お願い】

この契約書で、販売権を有する農作業受託の証明とする場合は、収穫年毎に、受託する農業者がこの契約書の写しを上越市農業再生協議会事務局へ提出してください。契約書の写しが提出されない場合、農作業受委託は認められません。